事　務　連　絡
令和８年 10 月 22 日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課　御中
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室

インターネットに接続されたカメラ等の安全な利用について（再周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、保育所等と思われる施設に設置されたネットワークカメラの映像への不正アクセス事案について情報提供がありました。

インターネットに接続されたカメラ等の安全な利用については、別添「インターネットに接続されたカメラ等の安全な利用について」（令和７年 11 月５日こども家庭庁成育局保育政策課ほか連名事務連絡）において、各都道府県等から、管内保育所等宛て周知をし、カメラを始めとするインターネットに接続するシステム等の情報セキュリティの向上に努めていただくようお願いしているところです。

保育所等において防犯カメラを設置する際には、

○ 初期パスワードのまま、もしくは容易に推測できるパスワードで運用しない。

○ ＩＰカメラのファームウェアのアップデートを定期的に行う。

等にご留意の上、各施設において、今一度ご確認いただきたく、管内保育所等に改めて周知いただきますようお願いいたします。